

県営住宅入居者募集

募集住宅 市内県営住宅のうち、新たに空家が生じた住宅

受付期間 10月22日(水)~24日(金)

※最終日消印有効。

受付時間 8:30~17:00

※詳しくは、10月14日(火)から配布する「申込みのしおり」と「募集一覧」をご覧ください。

〒440 堀田・誠和共同企業体住宅管理センター(☎0848-24-2277)

尾道市公式LINE(ライン)に登録を

市の公式LINEアカウントで、市政・イベント・防災等に関する行政情報を発信しています。(ID検索:@onomichi1898)

☎秘書広報課(☎0848-38-9377)



ご当地絵柄年賀状に「白滝山の五百羅漢と日の出」が選ばれました



日本郵便(株)の平成27年用年賀状印刷カタログに掲載されています。購入時期によって購入金額が変わります。(要申込)

詳しくは、郵便局にお問い合わせください。

☎因島総合支所しまおこし課(☎0845-26-6212)

市営住宅入居者募集

市営住宅管理センター、市役所建築課、各支所で配布の「申込みのしおり」を確認の上、市営住宅申込整理票を提出してください。[申込期間:10月22日(水)~24日(金)、抽選日:11月6日(木)] 堀田市営住宅管理センター(☎0848-21-1266)

公営住宅	住宅名	号室	所在地	間取り	単身入居	建設年度	収入および家賃				裁量階層							
							(政令月収) 0~104千円	(政令月収) ~123千円	(政令月収) ~139千円	(政令月収) ~158千円	(政令月収) ~186千円	(政令月収) ~214千円						
	三美園No2	405 (4階)	美ノ郷町三成	2DK 6+4.5+DK	○	1970	8,500	9,900	11,300	12,700	14,600	14,700						
	幸が丘No1	45 (4階)	栗原町	3DK 6+4.5+3+DK	○	1971	9,800	11,400	13,000	14,700	16,700	17,100						
	福地浜	54 (5階)	福地町	3DK 6+4.5+3+DK	○	1973	9,800	11,400	13,000	13,600	13,600	13,600						
	ひらはら台	202 (2階)	平原1丁目	3LDK 6+6+6+LDK	×	2006	29,300	33,800	38,700	43,600	49,800	57,500						
	下三成	2 (部屋内2階)	美ノ郷町三成	3DK 6+6+6+DK	×	2012	28,200	32,600	37,300	42,000	48,000	55,400						
	大蔵	110 (1階)	御調町大蔵	3DK 7+6+6+DK	×	2003	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500						
	貝ヶ原C	203 (2階)	御調町貝ヶ原	2LDK 6+6+LDK	○	2004	20,500	23,700	27,100	30,500	34,900	40,300						
	岩井堂	105 (1階)	御調町市	2LDK 6+6+LDK	○	2006	21,500	24,900	28,400	32,100	36,700	42,300						
	土井ノ内	204 (2階)	御調町市	3DK 6+6+4.5+DK	×	1988	17,400	20,100	23,000	25,900	29,600	34,200						
	土井ノ内	301 (3階)	御調町市	3DK 6+6+4.5+DK	×	1988	17,400	20,100	23,000	25,900	29,600	34,200						
	土井ノ内	306 (3階)	御調町市	3DK 6+6+4.5+DK	×	1988	17,400	20,100	23,000	25,900	29,600	34,200						
	杉谷	205 (2階)	御調町貝ヶ原	3LDK 6+4.5+4.5+LDK	×	1992	22,700	26,300	30,000	33,900	38,700	44,700						
	天女が浜No1	121 (2階)	向東町	3DK 6+6+5+DK	×	1977	14,300	16,500	18,900	21,400	24,400	28,200						
	天女が浜No2	244 (4階)	向東町	3DK 6+6+5+DK	×	1977	14,300	16,500	18,900	21,400	24,400	28,200						
	歌島	303 (3階)	向島町	3DK 6+6+4.5+DK	×	1979	15,500	17,900	20,400	23,100	26,400	30,400						
	向浜C	102 (1階)	因島三庄町	3LDK 6+6+6+LDK	×	2009	27,900	32,300	36,900	41,600	47,600	54,900						
	甲田No3	306 (1階)	因島三庄町	3DK 6+6+4.5+DK	×	1978	16,100	18,500	21,200	23,900	27,300	31,600						
	甲田No3	309 (3階)	因島三庄町	3DK 6+6+4.5+DK	×	1978	16,100	18,500	21,200	23,900	27,300	31,600						
	甲田No3	310 (3階)	因島三庄町	3DK 6+6+4.5+DK	×	1978	16,100	18,500	21,200	23,900	27,300	31,600						
	足摺	313 (1階)	因島田熊町	3DK 6+6+4.5+DK	×	1981	15,800	18,200	20,800	23,500	26,800	31,000						
改良住宅	住宅名	号室	所在地	間取り	単身入居	建設年度	収入および家賃				裁量階層							
							(政令月収) 0~104千円	(政令月収) ~114千円	(政令月収) ~139千円	(政令月収) ~189千円								
	中越	2 (部屋内2階)	長江3丁目	3DK 6+6+5+DK	×	1976	14,300	16,600	18,900									
特定公共賃貸住宅	住宅名	号室	所在地	間取り	単身入居	建設年度	収入および家賃											
							(政令月収) 158~200千円	(政令月収) ~261千円	(政令月収) ~322千円	(政令月収) ~392千円	(政令月収) ~462千円	(政令月収) ~497千円						
							オの奥 No1	103 (1階)	御調町市	3LDK 6+6+6+LDK	×	1993	44,000	46,000	49,000	52,000	57,000	62,000
							オの奥 No1	201 (2階)	御調町市	2LDK 6+6+LDK	○	1993	37,000	39,000	42,000	44,000	48,000	53,000
							オの奥 No1	204 (2階)	御調町市	3LDK 6+6+6+LDK	×	1993	44,000	46,000	49,000	52,000	57,000	62,000
							オの奥 No2	206 (2階)	御調町市	3LDK 6+6+6+LDK	×	1994	44,000	46,000	49,000	52,000	57,000	62,000
本西	103 (1階)	御調町本	3LDK 6+6+6+LDK	×	2001	44,000	46,000	49,000	52,000	57,000	62,000							
本西	106 (1階)	御調町本	3LDK 6+6+6+LDK	×	2001	44,000	46,000	49,000	52,000	57,000	62,000							

※家賃は、収入によって異なります。単身入居の「○」は、単身の人も申込できます。単身入居できる住宅の規格は、「2室または住戸専用面積が55平方メートル未満」です。(単身者の申込資格は、「申込みのしおり」をご覧ください)。*中越住宅2号室は、人身等の事故があった部屋です。事故があったこと以外は一般の市営住宅と変わりありません。

平成25年度 個人情報保護と情報公開の運用状況

◆個人情報保護制度◆

この制度は、個人情報を適正に取り扱い、個人情報を保護することによって、基本的人権を守ることを目的として運用しています。

◎個人情報ファイル届出の状況

尾道市個人情報保護条例では、実施機関が個人情報の保管に当たり、新たに個人情報ファイルを作成または変更しようとするときは、市長に届け出ることとしています。

実施機関別個人情報ファイル届出状況

実施機関	件数	実施機関	件数
市長	2,310	固定資産評価審査委員会	1
教育委員会	401	議会	13
選挙管理委員会	32	水道局	39
監査委員	3	消防長	83
公平委員会	3	病院事業	485
農業委員会	66	公立学校法人尾道市立大学	61
(平成26年3月31日現在)		合計	3,497

◎目的外利用等の状況

尾道市個人情報保護条例では、実施機関が個人情報を本来の目的以外に利用すること(目的外利用)及び実施機関以外に提供すること(外部提供)を原則的に禁止しています。ただし、本人の同意がある場合、法令の定めがある場合や公務執行上の理由により審議会の意見を聴いて市長が定めた場合は、行うことができます。

目的外利用等の状況 (単位:件)

	目的外利用	外部提供
平成25年度	171	44

◎請求などの状況

尾道市個人情報保護条例では、市民の皆さんに、自分に関する情報の

流れをコントロールする権利を保障するため、自分に関する情報の「開示・訂正・削除・中止」の請求権を定めています。また、個人情報の取扱いに関する苦情の申出や請求に係る決定に対する不服申立ての権利を保障しています。

開示請求及び決定の状況 (単位:件)

決定の状況	請求件数	件数
全部開示		197
一部開示		0
不開示		1
取下げ		0
不存在		1

※訂正・削除・中止の請求はありませんでした。

◆情報公開制度◆

この制度は、市民の皆さんの公文書の閲覧などを請求する権利を保障することによって、情報の共有化を図り、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な市政を一層推進することを目的としています。

◎公開の請求ができる人

- ①市内に住所がある人
- ②市内に事務所などがある法人や団体
- ③市内にある事務所などに勤務する人
- ④市内にある学校に通学する人
- ⑤市に対して納税義務のある人
- ⑥市が行う事務事業に利害関係のある人(利害関係事項に関する公文書に限ります。)

◎請求の手続

公開の請求は、閲覧等したい公文書を保有している課の窓口で請求

書を提出していただくことにより行います。

◎請求などの状況

公開請求等及び決定の状況 (単位:件)

	公開請求 (義務的公開)	公開申出 (任意的公開)
請求件数	29	10
公文書件数	484	80
公開	31	79
部分公開	104	0
非公開	346	0
不存在	3	1
存否応答拒否	0	0
取下げ	0	0

◎情報コーナー

市役所1階ロビーに情報コーナーを設けております。尾道市例規集、市議会の本会議会議録・委員会会議録、予算書・決算書、市の総合計画などの各種計画書、統計おのみち等の統計資料、パンフレット等の市政に関する資料を備え、閲覧テーブルで自由に御覧いただくことができます。

☎総務課(☎0848-38-9333)

配偶者・パートナーからの暴力(DV)等で悩んでいませんか

DVや女性に関わる問題等で悩む人とその家族が自立した日常生活を送れるよう、女性相談員が相談を受け付けています。秘密は守られますので、一人で悩まず気軽にご相談ください。

受付時間 月～金曜の9:30～16:00

※祝日を除く。

相談場所 社会福祉課、因島福祉課

☎社会福祉課(☎0848-38-9350)

☎因島福祉課(☎0845-26-6209)

相談



内 容	日 時	場 所	申込・問い合わせ先
弁護士相談【要予約】 (法律相談全般) <small>※相談時間は15分※受付は10月17日(金)から</small>	①11月4日(火)13:00~15:00	尾道市役所	秘書広報課 ☎0848-38-9395
	②11月21日(金)13:00~15:00	尾道市役所	
	11月5日(水)13:00~16:00	向島支所	
司法書士相談【要予約】 (土地・建物の登記ほか) <small>※相談時間は30分</small>	11月11日(火)13:00~16:00	向島支所	
	11月17日(月)13:00~16:00	尾道市役所	
	11月19日(水)13:00~16:00	因島総合支所	
	11月20日(木)13:00~16:00	御調支所	
行政相談 (国等に対する意見ほか。行政相談委員が対応)	11月6日(木)13:00~16:00	因島総合支所	
	11月10日(月)13:00~16:00	尾道市役所	
	11月14日(金)13:00~16:00	瀬戸田支所	
弁護士法律相談【要予約】 <small>※利用には取入などの条件あり※相談日の1週間前の10:00から予約受付</small>	11月12日(水)10:00~16:00	広島地方裁判所尾道支部内	広島弁護士会尾道地区会 ☎0848-22-4237
	11月26日(水)10:00~16:00	(新浜一丁目)	
東部地域県民相談室 (離婚・相続・借金・近隣トラブルほか)	月曜 9:15~12:00 13:00~16:00(祝日を除く)	広島県尾道庁舎1階 (古浜町)	東部地域県民相談室尾道支所 ☎0848-25-2011(※1)
行政書士無料相談会 (遺言・相続・農地・許認可ほか)	11月15日(土)13:00~16:00	総合福祉センター	広島県行政書士会尾道支部 ☎0848-29-6514
人権相談 (差別や近隣とのめごとなどの人権問題ほか。人権擁護委員が対応)	11月12日(水)13:00~16:00	因島総合支所	広島法務局尾道支局 ☎0848-23-2882
	11月25日(火)13:00~16:00	尾道市役所	
	11月25日(火)13:00~16:00	瀬戸田支所	
青少年相談室 ※来所・訪問相談可 (子どもの非行・学業・感情・家庭・いじめ)	月曜~金曜(祝日を除く) 9:00~15:30	青少年センター (旧筒湯小学校内)	青少年センター ☎0848-37-9459
年金相談(公的年金制度全般)【要予約】 <small>※予約締切時間は、希望日の2日前(土・日・祝日を除く)の12:00まで</small>	火・水・木曜 10:00~15:30	公会堂別館	三原年金事務所 ☎0848-63-4111
	月曜 10:00~15:30	因島総合支所(※2)	
	金曜 10:00~15:30	向島支所	
消費生活相談(電話相談可)	9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日を除く)		尾道市消費生活センター ☎0848-37-4848
一日若者しごと館【要予約】 (就職等に悩みを持つ若者向け相談、職業適性診断など)	10月16日(木)・11月6日(木)・20日(木) 12:30~16:30	尾道市役所分庁舎	商工課 ☎0848-38-9183
	10月16日(木)・11月6日(木)・20日(木) 18:00~19:50		
尾道しごと館(夜間相談)【要予約】 (就職・転職等に悩みを持つ人の相談、職業適性診断など)	10月14日(火)・11月18日(火) 16:30~19:20	因島総合支所	因島しまおこし課 ☎0845-26-6212
	10月15日(水)・11月19日(水)10:00~15:00		
因島一日職業相談会	10月15日(水)・11月19日(水)10:00~15:00		
就職支援セミナー (応募書類作成・面接対策・実践コースなど)	月 3回(お問い合わせください。)	ハローワーク尾道	ハローワーク尾道 ☎0848-23-8609
	月 1回(お問い合わせください。)	因島市民会館	

※1 東部地域県民相談室については、月曜以外の平日は広島県生活センター(☎082-223-8811)でも相談できます。 ※2 祝日のため10月13日分は、10月14日(火)に、11月3日分は、11月4日(火)に開催します。 ◆総合福祉センターにおいても、各種相談を行っています。 ☎社会福祉協議会(☎0848-22-8385)

今月の納税等

納期限= 10/31(金)

市県民税

国民健康保険料

介護保険料

後期高齢者医療保険料

市内の交通事故(9月30日現在)

平成26年広島県交通安全年間スローガン
ゆずりあい そのやさしさも おもてなし

	件数	死者	負傷者
平成26年	416	2	505
昨 年	383	1	485

住民基本台帳人口[9月30日現在]

世帯 64,485世帯

人口 143,765人(男68,835人、女74,930人)

※詳しくは、市ホームページに掲載しています。

代表電話

尾道市役所	0848-38-9111	浦崎支所	0848-73-2001
因島総合支所	0845-22-1311	消防局	0848-55-0119
御調支所	0848-76-2111	水道局	0848-37-8700
向島支所	0848-44-0110	尾道市立市民病院	0848-47-1155
瀬戸田支所	0845-27-2211	公立みつぎ総合病院	0848-76-1111
百島支所	0848-73-2701		

土砂災害に備えて ～避難行動と情報の活用～

「8月豪雨災害により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます」

尾道市の地形等

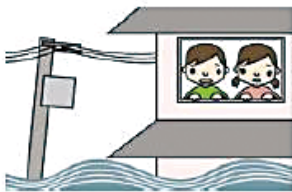
- 広島県の山地は、花こう岩が風化した真砂土と呼ばれる非常にもろい性質の土で形成されています。
- 広島県は土砂災害の危険箇所が全国で最も多く、約32,000箇所あります。市内には約2,200箇所の危険箇所があり、県内で6番目に多くなっています。

避難行動

- 避難行動とは、災害から命を守るための行動です。大きく分けて、避難所など安全な場所へ移動する「立ち退き避難」と屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保」があります。
なお、「屋内安全確保」は「立ち退き避難」することでかえって身に危険が及ぶ場合を取る行動です。「立ち退き避難」できるよう早めの避難行動を心がけましょう。



「立ち退き避難」



「屋内安全確保」

- ①背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊の恐れがある場合
- ②土石流の発生が予想される場合
- ③地すべりの発生が予想される場合

- ①土砂災害危険区域等に居住していて避難勧告等が発令された時点で、既に大雨となっていて、立ち退き避難が困難だと判断した場合
⇒屋内でも上階の安全な側(がけの反対側)に避難する
- ②避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、避難所まで移動することが危険だと判断される場合
⇒近隣のより安全な場所・建物へ移動するか、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える

情報の活用

- 市は、大雨などにより災害が発生する恐れがあるときは、「災害対策本部」を設置し、避難の呼びかけが必要な場合は、その地域に「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」を発令します。その情報につきましては、防災行政無線、エフエムおのみち、防災情報メール、市ホームページ、広報車、有線放送などを通じて発信します。

[尾道市防災情報メール登録方法]

市は、事前に登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに、防災情報を配信します。ぜひご登録ください。携帯電話でQRコードを読み取るか、宛先「cfm@io.dataeast.jp」、件名「b-onomichi」と入力後、メール送信して登録手続きを行ってください。(登録は無料ですが、受信等通信料金は利用者負担です。)



docomo用



au・ソフトバンク用

◎三類型の避難勧告等

避難準備情報

「災害の危険性が高い状況」

- ◆避難行動に時間を要する人が避難を開始しなければならない段階
- ◆その他の人は、避難の準備を開始する段階

避難勧告

「災害の危険性が明らかに高い状況」

- ◆通常の避難行動ができる人が避難行動を開始する段階

避難指示

「災害の危険性が非常に高い状況」

- ◆避難中または避難していない人は直ちに避難を完了させる段階
- ◆立ち退き避難が困難な場合は、屋内安全確保を行う

低

緊急度

高

※避難情報は、防災気象情報や雨量などを基に発令しますが、事前予測であり、人命を守ることを第一に考えて発令するため、「空振り」に終わる可能性があることをご理解ください。 総務課(☎0848-38-9216)

尾道市役所 〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15-1 ☎0848-38-9111(代表) 【市民の意見箱/☎0848-37-8937】
<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/> 編集・発行:総務部秘書広報課(☎0848-38-9377 ☎0848-38-9294)